

県制度融資と信用保証枠

- ・県制度融資各資金各貸付は、原則として下表の保証制度を利用します。
- ・主に利用する保証制度には、①普通保証枠、②別枠の経営安定関連保証及び経営革新関連保証などがあり、それぞれの保証枠は独立して利用できます。
- ・取扱いに際しては、信用保証枠内で、かつ、各制度資金の融資限度額の範囲内であることが条件となります。

資 金 名	①普通保証枠 (1企業2億8,000万円 1組合4億8,000万円)			②別 枠 (1企業2億8,000万円 1組合4億8,000万円)		(注2) 特別小口保証 (無担保・ 無保証人)
	無担保枠(①の内枠)			無担保枠 (②の内枠)		
	(注1) 8,000万円		協会独自の 追加枠		8,000万円	2,000万円
経 営 改 善 資 金	○	○	×	×	×	○
小口零細企業	(注3) ○	(注3) ○	×	×	×	○
経営改善資金借換枠	○	○	×	(注4) ○	(注5) ○	○
短 期 経 営 改 善 資 金	○	○	×	×	×	○
経 営 安 定 資 金						
経 済 変 動 対 策						
(売 上 減 少 、 原油・原材料影響)	○	○	(注6) ○ +1,000万円	(注7) ○	(注5) ○	○
(借入金残高減少)	×	×	×	(注8) ○	(注5) ○	○
連 鎖 倒 産 防 止	○	○	(注6) ○ +1,000万円	(注9) ○	(注5) ○	○
再 生 企 業 支 援	×	×	×	(注10) ○	(注5) ○	○
新型コロナウイルス感染症対応 伴走支援特別貸付	○	○	×	○	○	×
中小企業災害対策資金	○	○	○ +500万円	(注11) ○	○	○
経 営 力 強 化 資 金	○	○	×	×	×	×
開業パワーアップ支援資金	○	(注12) ○ (3,500万円)	×	×	×	○
新事業展開支援資金						
新 分 野	○	○	(注13) ○ +1億円	(注14) ○	×	○
経 営 革 新 等	×	×	×	(注15) ○	○	○
少子化対策・障害者雇用支援	○	○	×	×	×	○
防 災 ・ 減 災 強 化 資 金						
防 災 ・ 減 災 強 化 貸 付	○	○	○ +2,000万円	×	×	○
特定建築物耐震化特別貸付	○	○	×	×	×	○
地 震 リ ス ク 分 散 資 金	○	○	×	×	×	○
脱 炭 素 支 援 資 金	○	○	(注16) ○ +1億円	×	×	○
成 長 産 業 分 野 支 援 資 金						
成 長 産 業 分 野 支 援						
(開業パワーアップ支援資金要件)	○	(注12) ○ (3,500万円)	×	×	×	○
(新分野貸付要件)	○	○	(注13) ○ +1億円	(注14) ○	×	○
(経営革新等貸付要件)	×	×	×	(注15) ○	○	○
クラスター産業分野支援	○	○	×	×	×	○
ふじのくにフロンティア推進資金	○	○	×	×	×	○
事業承継資金	○	(注17) ○	×	(注18) ○	(注19) ○	○

- 注 1: 中小企業金融安定化特別保証の無担保残高がある場合、別途、限度額が生ずることがありますので、詳細は保証協会に御確認ください。
- 注 2: 特別小口保証制度の利用に当たっては、同保証制度以外の保証残高がないこと、税金の完納等の各要件があります。詳細は、保証協会に御確認ください。
- 注 3: 国の小口零細企業保証制度の対象資金ですので、平成 19 年 10 月 1 日からの取扱いとなります。既存の全ての保証残高と合算で 2,000 万円が限度ですので、詳細は保証協会に御確認ください。
- 注 4: 中小企業信用保険法(以下「信用保険法」という)第2条第5項各号による市町長の認定又は東日本大震災復興緊急保証の市町長の認定が必要となります。(東日本大震災復興緊急保証は、激甚災害保証や経営安定関連保証とはさらに別枠での利用となります。)
- 注 5: 中小企業金融安定化特別保証の無担保残高と合算で 8,000 万円が限度ですので、詳細は保証協会に御確認ください。
- 注 6: 経済変動対策貸付と連鎖倒産防止貸付と合算で 1,000 万円の追加枠です。
- 注 7: 信用保険法第2条第5項第2号(事業活動の制限)、第2条第5項第4号(突発的災害(自然災害等))又は第2条第5項第5号(不況業種)による市町長の認定若しくは東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証の市町長の認定が必要となります。
- 注 8: 信用保険法第2条第5項第7号(金融取引の調整)による市町長の認定が必要となります。
- 注 9: 信用保険法第2条第5項第1号(再生手続開始申立等)による市町長の認定が必要となります。
- 注 10: 信用保険法第2条第5項第8号(貸付債権の譲渡)による市町長の認定又は産業競争力強化法第 134 条の認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うことが必要となります。
- 注 11: 激甚災害保証又は経営安定関連保証(4号)が利用できる場合。経営安定関連保証(4号)を利用するには信用保険法第2条第5項第4号(突発的災害(自然災害等))による市町長の認定が必要となります。ただし、他の保証制度の無担保残高との合算で別途、限度額がありますので、詳細は保証協会に御確認ください。
- 注 12: 創業関連保証及び再挑戦支援保証による無担保制度で、創業関連保証は再挑戦支援保証と合算して 3,500 万円の保証限度額となっています。ただし、他の無担保保証による保証債務残高と合算で 8,000 万円が限度です。
- 注 13: 新事業展開関連保証を利用できる場合であり、他の保証制度との併用はできません。
- 注 14: 海外投資関係保証による別枠であり、他の保証制度の別枠として、1 企業 2 億円(組合等にあつては 4 億円)です。
- 注 15: 経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農商工等連携事業関連保証、特定研究開発等関連保証、経営力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証又は先端設備等導入関連保証による別枠です。
- 注 16: エネルギー需給安定対策保証が利用できる場合のみです。
- 注 17: 事業承継特別保証を利用する場合に限り、無担保枠 2 億 8,000 万円です。
- 注 18: 経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、経営承継借換関連保証が利用できる場合のみです。
- 注 19: 経営承継借換関連保証を利用する場合に限り、無担保枠 2 億 8,000 万円です。